

証券コード 1844
2026年10月13日

株 主 各 位

東京都千代田区神田多町二丁目1番地

株式会社大盛工業

取締役社長 栗 城 幹 雄

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.ohmori.co.jp>
（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」「第60回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大盛工業」または「コード」に当社証券コード「1844」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年10月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「QRコード」または「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2026年10月27日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使に関して、賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
アートホテル日暮里 ラングウッド 2階 飛翔の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第60期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第24条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」
- ② 「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

お受け取り忘れなし！配当金は口座振込が安全・確実です！

口座振込による配当金の受領方法は、下記2つの方法があります。
一度ご指定いただきますと、以後、**支払開始日**にご指定の口座へ自動的に振り込まれます！

1 証券口座でのお受け取り

各証券会社の証券口座で受け取る方法

2 銀行口座等での受け取り

ご指定の金融機関口座で受け取る方法
(個別銘柄ごとのご指定も可能です)

お手続きはコチラ

■ 当社の株式を証券口座に預けている株主様
お取引のある証券会社にお問い合わせください。

■ 上記以外の株主様
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせください。
Tel 0120-232-711
(受付時間 午前9時～午後5時、土日休日を除く)



ご注意

お支払開始日から満3年を経過した配当金は、お受け取りができません。



【電子ギフトの贈呈について】

事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主の皆様には、議案への賛否にかかわらず、抽選で10名様に1名様のご割合で電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ移動いたしますので、必要事項をご記入の上、ご応募ください。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年10月28日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）により議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年10月27日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットにより議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年10月27日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

議案番号	議案名	賛否
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		
6.		
7.		
8.		
9.		
10.		

〇〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

「議決権行使書はイメージです」

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

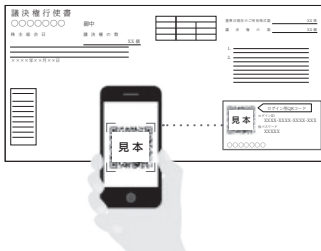
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大、企業収益の改善等を背景として緩やかな回復基調で推移したものの、継続する物価上昇や原材料・エネルギー価格の高止まり、金融資本市場の変動及び海外情勢の不安定化等により、先行き不透明な状況が続きました。

国内建設市場におきましては、防災・減災対策及び国土強靱化に向けた公共投資が底堅く推移するとともに、東京都における上・下水道設備につきましても、老朽化設備の更新工事や豪雨対策工事等の社会インフラ整備需要を背景に、各種工事の発注が継続して行われました。一方で、建設資材価格及び労務費の上昇、慢性的な建設従事者不足等により、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは、「建設業を通じて人と社会に貢献する」という企業理念のもと、社会インフラの維持・更新に貢献するとともに、人財育成による施工体制の強化、ＯＬＹ事業の拡大及び安定収益基盤の充実に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいりました。

建設事業におきましては、完成工事総利益の向上を目的として、工事原価の低減及び施工期間の短縮に継続して取り組むとともに、継続的な受注確保に向けた営業活動を推進してまいりました。また、将来の受注拡大を見据え、施工管理人員の採用及び育成を強化し、施工体制の充実に努めてまいりました。

不動産事業につきましては、保有賃貸物件の収益力向上を目的として入居率向上に向けた営業活動を強化するとともに、保有不動産物件の販売を進めるほか、収益性の高い新規物件の取得に取り組んでまいりました。

ＯＬＹ事業におきましては、ＯＬＹ工法の更なる普及を図るため、主要基盤である関東・東北圏における営業活動を強化するとともに、名古屋ＯＬＹ営業所を拠点として中部・西日本エリアにおける受注拡大に注力してまいりました。また、下水道展への出展及び官公庁に対する設計採用提案活動を継続的に実施した結果、ＯＬＹを使用した施工工事件数は累計

5,000件を超え、全国的な採用実績の拡大を図ることができ、ＯＬＹ事業の更なる成長に向けた営業基盤の強化を進めてまいりました。

通信関連事業におきましては、通信所内設備の保守・運用業務における価格交渉を継続するとともに、新規管理案件の獲得及び新たな工種・工程の受注に取り組み、売上高及び売上総利益の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は8,075,297千円（前期比25.3%増）、営業利益は801,049千円（前期比2.0%増）、経常利益は756,698千円（前期比0.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は676,069千円（前期比30.4%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（建設事業）

建設事業におきましては、受注高4,897,449千円（前期比17.2%減）、売上高5,891,338千円（前期比22.4%増）、セグメント利益（営業利益）423,546千円（前期比15.9%減）となりました。

（不動産事業）

不動産事業におきましては、不動産物件の販売並びに賃貸収入、クローゼットレンタル事業により売上高986,414千円（前期比64.3%増）、セグメント利益（営業利益）111,228千円（前期比4.7%減）となりました。

（ＯＬＹ事業）

ＯＬＹ事業におきましては、ＯＬＹ機材のリース販売等により売上高740,843千円（前期比24.7%増）、セグメント利益（営業利益）207,113千円（前期比131.2%増）となりました。

（通信関連事業）

通信関連事業におきましては、電気通信所内の保守・管理業務等により売上高483,915千円（前期比7.7%増）、セグメント利益（営業利益）59,160千円（前期比21.3%減）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事、主な完成工事及び事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

イ. 主な受注工事

発 注 元	工 事 名 称	施 工 場 所
東京都下水道局	江東区佐賀二丁目付近再構築工事	江 東 区 佐 賀 二 丁 目
東京都下水道局	江 東 区 冬 木、深川二丁目付近再構築その2工事	江東区冬木、深川二丁目
東京都下水道局	江 東 区 潮 見 一 丁 目 付 近 再構築その2工事	江 東 区 潮 見 一 丁 目

ロ. 主な完成工事

発 注 元	工 事 名 称	施 工 場 所
東京都下水道局	千代田区外神田三丁目付近再構築工事	千代田区外神田三丁目
東京都下水道局	北区東十条二、三丁目付近再構築工事	北区東十条二、三丁目
東京都下水道局	京王電鉄京王線連続立体交差事業に伴う世田谷区松原二丁目付近枝線工事	世田谷区松原二丁目

ハ. 事業別の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 事 業	6,819,907	4,897,449	5,891,338	5,826,018
不 動 産 事 業	－	986,414	986,414	－
Ｏ Ｌ Ｙ 事 業	－	713,629	713,629	－
通 信 関 連 事 業	－	483,915	483,915	－
合 計	6,819,907	7,081,408	8,075,297	5,826,018

(注) 当期受注高及び当期売上高は、セグメント間取引高27,214千円を控除して算出しております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、86,938千円であります。その主なものは、ＯＬＹ事業のリース材の製作によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関からの借入により4,400,000千円の調達を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 57 期 (2023年7月期)	第 58 期 (2024年7月期)	第 59 期 (2025年7月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2026年7月期)
受 注 高(千円)	5,536,625	7,109,217	7,544,815	7,081,408
売 上 高(千円)	6,054,025	5,981,732	6,443,842	8,075,297
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	293,239	414,329	518,581	676,069
1株当たり当期純利益 (円)	19.04	22.72	27.80	36.15
総 資 産(千円)	11,406,497	11,931,283	12,037,244	12,084,342
純 資 産(千円)	5,144,737	5,617,805	5,949,765	6,410,988
1株当たり純資産額 (円)	289.36	296.95	314.75	339.03

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出して
おります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 57 期 (2023年7月期)	第 58 期 (2024年7月期)	第 59 期 (2025年7月期)	第 60 期 (当事業年度) (2026年7月期)
受 注 高 (千円)	3,930,955	5,573,409	5,602,157	5,980,111
売 上 高 (千円)	4,007,078	4,220,840	4,736,935	6,484,295
当 期 純 利 益 (千円)	235,745	319,780	485,816	580,855
1株当たり当期純利益(円)	15.30	17.53	26.04	31.06
総 資 産 (千円)	10,649,988	11,025,708	11,215,692	11,485,514
純 資 産 (千円)	4,990,802	5,369,320	5,668,515	6,034,524
1株当たり純資産額(円)	280.57	283.63	299.68	318.92

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出して
おります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社東京テレコムエンジニアリング	10百万円	100.0%	通信回線の保守・管理等
井口建設株式会社	30百万円	100.0%	建設工事の受注、施工

(注) 1. 港シビル株式会社につきましては、2026年7月31日付で、全株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

建設業界を取り巻く環境は、防災・減災対策及び国土強靱化に向けた公共投資が引き続き堅調に推移するとともに、上・下水道設備をはじめとする社会インフラの老朽化対策、耐震化対策及び豪雨対策等に伴う更新需要が継続するものと見込まれております。一方で、建設資材価格及び労務費の上昇、慢性的な建設従事者不足並びに受注競争の激化など、当社グループを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと認識しております。

このような環境の中、当社グループは、「建設業を通じて人と社会に貢献する」という企業理念のもと、主力である建設事業の競争力強化を図るとともに、不動産事業、ＯＬＹ事業及び通信関連事業の更なる成長を通じて、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

当社グループにおける最も重要な課題は、人財の確保及び育成であると認識しております。建設業界における技術者不足が深刻化する中、新卒採用及び中途採用の強化に加え、若手社員への技術・技能の継承、資格取得支援及び教育体制の充実を図り、将来を担う施工管理技術者の育成及び定着に努めてまいります。

建設事業につきましては、当社の強みである上・下水道工事における豊富な施工実績と施工技術を活かし、耐震化工事、再構築工事及び老朽化対策工事の受注拡大に取り組むとともに、施工効率の向上、工事原価の低減及び施工管理体制の強化を推進し、完成工事総利益の向上に努めてまいります。また、安定した受注基盤及び優秀な技術者を有する企業のグループ化を目的としたM&Aを推進し、事業基盤の強化を図ってまいります。

不動産事業につきましては、保有賃貸物件の安定稼働による継続的な賃貸収益の確保を図るとともに、収益性及び資産価値を重視した優良物件の取得並びに保有物件の販売を推進し、安定した収益基盤の拡充に努めてまいります。

ＯＬＹ事業につきましては、当社独自技術であるＯＬＹ工法の更なる普及を重要課題と位置付けており、下水道展への出展や営業活動を通じた認知度向上に取り組むとともに、名古屋ＯＬＹ営業所を基点として中部・西日本エリアにおける営業活動を強化し、全国的な採用実績の拡大及び受注・売上高の増加を目指してまいります。

通信関連事業につきましては、保守・運用業務における品質向上及び業務効率化を図るとともに、新規管理案件及び新たな工種・工程の受注拡大に取り組み、収益基盤の強化に努めてまいります。

当社グループは、これらの課題に着実に取り組むことにより、社会インフラの維持・更新に貢献するとともに、株主の皆様のご期待にお応えすべく、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年7月31日現在）

当社グループは建設事業、不動産事業、ＯＬＹ事業、通信関連事業を行っております。

事業区分	事業内容
建設事業	土木工事の施工・監理及び請負業務
不動産事業	不動産の賃貸・売買等、太陽光発電事業
ＯＬＹ事業	ＯＬＹ機材リース、鉄骨加工
通信関連事業	通信回線の保守・管理等

(6) 主要な営業所及び工場（2026年7月31日現在）

① 当社

本店	東京都千代田区神田多町二丁目1番地 神田進興ビル8階
葛飾支店	東京都葛飾区水元三丁目15番8号
名古屋ＯＬＹ営業所	愛知県海部郡蟹江町桜四丁目65番地
茨城工場	茨城県小美玉市川戸1543番地

② 子会社

株式会社東京テレコムエンジニアリング	本社（東京都新宿区）
井口建設株式会社	本社（山梨県上野原市）

(7) 使用人の状況（2026年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設事業	71名	14名減
不動産事業	2名	－
O L Y 事業	19名	2名増
通信関連事業	22名	1名増
全社（共通）	10名	－
合計	124名	11名減

（注）「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93（21）名	6名増	36.9歳	9.1年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年7月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	1,570,768千円
株式会社東日本銀行	1,101,668千円
さわやか信用金庫	468,149千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年7月31日現在)

① 発行可能株式総数

50,555,000株

(普通株式 : 50,000,000株
A種優先株式 : 277,500株
B種優先株式 : 277,500株)

② 発行済株式の総数

18,735,209株

(普通株式 : 18,735,209株
A種優先株式 : 一株
B種優先株式 : 一株)

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は62,360株増加しております。

③ 株主数

26,274名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
WINBASE TECHNOLOGIES LIMITED	1,041,500	5.56
高 野 廣 克	626,300	3.35
株 式 会 社 プ ラ ス	525,702	2.81
田 中 龍 平	475,000	2.54
有 限 会 社 広 栄 企 画	228,358	1.22
大 盛 工 業 役 員 持 株 会	199,177	1.06
佐 々 木 桂 一	183,500	0.98
本 間 英 夫	124,700	0.67
竹 田 健 作	120,000	0.64
大 盛 工 業 従 業 員 持 株 会	116,373	0.62

(注) 持株比率は、自己株式 (19,168株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	栗 城 幹 雄	○ L Y 本 部 長
取 締 役 相 談 役	福 井 龍 一	井口建設株式会社 代表取締役会長
取 締 役	織 田 隆	土 木 本 部 長
取 締 役	及 川 光 広	経 営 管 理 本 部 長
取 締 役	尾 崎 忠 弘	事 業 開 発 本 部 長 株式会社東京テレコムエンジニアリング 取 締 役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	池 田 裕 彦	池 田 裕 彦 法 律 事 務 所 代 表 弁 護 士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 浦 暢 之	公 認 会 計 士 三 浦 暢 之 事 務 所 代 表 T I S 税 理 士 法 人 代 表 社 員 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鳥 海 美 穂	鳥 海 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表 ふ じ み 監 査 法 人 社 員 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）池田裕彦、三浦暢之、鳥海美穂の3氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）池田裕彦氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）三浦暢之氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）鳥海美穂氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合、保険金の支払限度額の範囲内で損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の不正行為や故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を参考にしたうえで、当社業績、当社従業員の給与水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等（金銭報酬・賞与）並びに非金銭報酬等（株式報酬型ストック・オプション）の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を

含む。)

業績連動報酬等は、年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその数値は、中期経営計画と整合するように計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、取締役が、当社株価の上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主様と共有し、当社の企業価値向上に対する貢献意欲を高めるために株式報酬型ストック・オプションとし、連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額に相当する株式数をストック・オプションとして毎年、一定時期に付与する。

- c. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等（金銭報酬・賞与）の額、非金銭報酬等（株式報酬型ストック・オプション）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬の割合については、基本方針のとおり、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、各職責を踏まえた最も適切な支給割合となるように決定するものとし、その客観性・妥当性を担保するために、当社と同業種・同規模の他社における役位別の報酬割合と報酬額をベンチマークとし、併せて当社の財務状況を踏まえたうえで決定する。

- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の報酬額については、その決定過程において客観性、公正性を担保する必要があるため、取締役会決議に基づき代表取締役社長〇ＬＹ本部長栗城幹雄がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限に基づき、連結営業利益の目標値に対する達成に関して各取締役が果たした役割、貢献度合いなどを勘案して、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等（金銭報酬・賞与）の額、非金銭報酬等（株式報酬型ストック・オプション）の額を決定する。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容については、上記の決定方針に基づいて代表取締役社長〇ＬＹ本部長栗城幹雄に基本報酬の具体的内容の決定を委任し、代表取締役社長〇ＬＹ本部長栗城幹雄は、当社の業績、販売費及び一般管理費の総額、競合企業における報酬水準等

を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の貢献、役位、職責等に応じて決定いたしました。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、貢献等の評価を行うには、代表取締役社長〇ＬＹ本部長栗城幹雄が適していると判断したためであります。

□. 取締役を支払った報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基 準 報 酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 ストック・オプション (新株予約権)
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6 (一)	96,000 (一)	80,100 (一)	15,900 (一)	－ (一)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	4 (4)	14,100 (14,100)	13,050 (13,050)	1,050 (1,050)	－ (一)

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度中に退任した監査等委員でない取締役1名及び監査等委員である取締役(社外取締役)1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、2015年10月27日開催の第49回定時株主総会決議において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、当該株主総会決議において、取締役(監査等委員であるものを除く。)のストック・オプションとしての報酬額を上記年額200,000千円(ただし、使用人分給与は含まない。)の報酬限度額の範囲内とする旨を決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は6名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年10月27日開催の第49回定時株主総会決議において、年額50,000千円以内と決議いただいております。また、当該株主総会決議において、監査等委員である取締役のストック・オプションとしての報酬額を上記年額50,000千円の報酬限度額の範囲内とする旨を決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名であります。
5. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。
業績連動報酬等の額の算定方法は、連結営業利益の目標達成率のほか、従業員賞与とのバランスや株主還元等も加味して算出しております。
当連結会計年度の当社グループの営業利益は、801,049千円でした。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）池田裕彦氏は池田裕彦法律事務所の代表を兼務しております。

なお、当社と池田裕彦法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）三浦暢之氏は公認会計士三浦暢之事務所の代表及びT I S 税理士法人の代表社員を兼務しております。

なお、当社と公認会計士三浦暢之事務所及びT I S 税理士法人との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）鳥海美穂氏は鳥海公認会計士事務所の代表及びふじみ監査法人の社員を兼務しております。

なお、当社と鳥海公認会計士事務所及びふじみ監査法人との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況及び社外取締役任期期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役（監査等委員） 池 田 裕 彦	取締役会（16回開催）	16回出席
	監査等委員会（8回開催）	8回出席
	同氏は、弁護士としての専門的見地から各種助言・提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすとともに、監査等委員長として同委員会を主宰し、積極的な審議を主導するなど、社外取締役としての職責を適切に果たしております。	
取締役（監査等委員） 三 浦 暢 之	取締役会（16回開催）	16回出席
	監査等委員会（8回開催）	8回出席
	同氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地から各種助言・提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすとともに、監査等委員会においては、財務・会計および税務に関する知見を活かした積極的な審議を行うなど、社外取締役としての職責を適切に果たしております。	
取締役（監査等委員） 鳥 海 美 穂	取締役会（11回開催）	11回出席
	監査等委員会（6回開催）	6回出席
	同氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地から各種助言・提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすとともに、監査等委員会においては、これまでの経験に基づく客観的かつ多角的な視点から積極的な発言を行うなど、社外取締役としての職責を適切に果たしております。	

- (注) 1. 上記の取締役会以外に、会社法第370条及び当社定款第39条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 取締役（監査等委員）鳥海美穂氏は、2025年10月29日開催の第59回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の取締役（監査等委員）と異なります。
- なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回、監査等委員会の開催回数は6回であります。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当社と会計監査人との間の監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬1,320千円を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

本事業報告は、次により記載しております。

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,721,744	流 動 負 債	2,223,614
現金及び預金	2,664,485	工事未払金	563,198
受取手形・完成工事未収入金等	2,270,680	短期借入金	380,066
未成工事支出金	156,616	未 払 金	51,746
不動産事業等支出金	34,144	未払法人税等	36,198
販売用不動産	5,454,553	未成工事受入金	762,389
貯 蔵 品	17,101	賞与引当金	48,617
そ の 他	124,674	完成工事補償引当金	12,380
貸倒引当金	△511	そ の 他	369,018
固 定 資 産	1,362,598	固 定 負 債	3,449,740
有 形 固 定 資 産	831,494	長期借入金	3,379,169
建物・構築物	167,233	役員退職慰労引当金	36,150
機械・運搬具	158,939	そ の 他	34,421
土 地	505,320	負 債 合 計	5,673,354
無 形 固 定 資 産	2,736	(純資産の部)	
投資その他の資産	528,368	株 主 資 本	6,345,375
長期貸付金	6,733	資 本 金	3,107,655
固定化営業債権	1,837	資 本 剰 余 金	1,045,727
保険積立金	76,761	利 益 剰 余 金	2,246,752
退職給付に係る資産	185,099	自 己 株 式	△54,760
繰延税金資産	54,523	新 株 予 約 権	65,612
そ の 他	210,600	純 資 産 合 計	6,410,988
貸倒引当金	△7,188		
資 産 合 計	12,084,342	負債・純資産合計	12,084,342

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	5,891,338	
不 動 産 事 業 売 上 高	986,414	
○ L Y 事 業 売 上 高	713,629	
通 信 関 連 売 上 高	483,915	8,075,297
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	5,036,559	
不 動 産 事 業 売 上 原 価	791,472	
○ L Y 事 業 売 上 原 価	485,202	
通 信 関 連 原 価	350,512	6,663,747
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	854,779	
不 動 産 事 業 総 利 益	194,941	
○ L Y 事 業 総 利 益	228,426	
通 信 関 連 総 利 益	133,402	1,411,549
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		610,500
営 業 外 利 益		801,049
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,480	
受 取 保 険 金	5,000	
未 払 配 当 金 除 斥 益	643	
そ の 他	6,849	16,973
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,138	
そ の 他	6,185	61,324
経 常 利 益		756,698
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,121	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	27,059	29,180
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		785,879
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	131,447	
法 人 税 等 調 整 額	△21,637	109,809
当 期 純 利 益		676,069
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		676,069

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,857,992	流動負債	2,037,400
現金及び預金	1,877,350	工事未払金	499,285
電子記録債権	17,382	短期借入金	380,066
完成工事未収入金等	2,178,034	未払金	50,805
未成工事支出金	156,616	未払費用	147,213
不動産事業等支出金	34,144	未払消費税等	95,389
販売用不動産	5,454,553	賞与引当金	42,328
貯蔵品	17,101	未成工事受入金	753,301
短期貸付金	308	預り金	43,157
前払費用	64,134	完成工事補償引当金	12,380
立替金	19,952	その他	13,474
その他	38,924	固定負債	3,413,590
貸倒引当金	△511	長期借入金	3,379,169
固定資産	1,627,522	長期預り保証金	34,421
有形固定資産	801,271	負債合計	5,450,990
建物・構築物	152,535	(純資産の部)	
機械・運搬具	10,197	株主資本	5,968,911
工具器具・備品	146,068	資本金	3,107,655
土地	492,470	資本剰余金	1,045,727
無形固定資産	2,320	資本準備金	509,337
投資その他の資産	823,930	その他資本剰余金	536,389
関係会社株式	461,000	利益剰余金	1,870,288
長期貸付金	6,733	利益準備金	107,596
固定化営業債権	1,837	その他利益剰余金	1,762,692
破産更生債権等	5,294	繰越利益剰余金	1,762,692
前払年金費用	185,099	自己株式	△54,760
繰延税金資産	37,398	新株予約権	65,612
その他	133,754	純資産合計	6,034,524
貸倒引当金	△7,188	負債・純資産合計	11,485,514
資産合計	11,485,514		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	4,783,873	
不 動 産 事 業 売 上 高	986,414	
○ L Y 事 業 売 上 高	714,006	6,484,295
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	4,035,448	
不 動 産 事 業 売 上 原 価	791,472	
○ L Y 事 業 売 上 原 価	485,202	5,312,124
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	748,425	
不 動 産 事 業 総 利 益	194,941	
○ L Y 事 業 総 利 益	228,804	1,172,170
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		455,024
営 業 利 益		717,146
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	49,703	
受 取 保 険 金	5,000	
未 払 配 当 金 除 斥 益	643	
そ の 他	5,740	61,088
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	53,413	
そ の 他	2,000	55,413
経 常 利 益		722,821
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	500	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,018	1,518
特 別 損 失		
関 係 会 社 債 権 放 棄 損	51,311	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	41,594	92,905
税 引 前 当 期 純 利 益		631,434
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,410	
法 人 税 等 調 整 額	△8,832	50,578
当 期 純 利 益		580,855

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 大 盛 工 業
取 締 役 会 御 中

2026年9月29日

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 染 葉 真 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大盛工業の2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大盛工業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 大 盛 工 業
取 締 役 会 御 中

2026年9月29日

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 染 葉 真 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大盛工業の2025年8月1日から2026年7月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月29日

株式会社大盛工業 監査等委員会

監査等委員 池田裕彦

監査等委員 三浦暢之

監査等委員 鳥海美穂

(注) 監査等委員池田裕彦及び三浦暢之並びに鳥海美穂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 剰余金処分の件

当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えており、近時の業績を勘案して、期末配当金につきましては以下のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 12円 総額 224,592,492円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）
2026年10月29日（木）

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案で取締役という。）5名全員は本総会終結の時を以て任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	く り き み き お 栗 城 幹 雄 (1967年4月7日) 【 再 任 】	2001年3月 キャピタル建設株式会社入社 2002年7月 株式会社ウィークリーセンター代表取締役 2003年5月 有限会社オフィスケーエム取締役 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社取締役ＯＬＹ推進部長 2011年12月 当社取締役ＯＬＹ本部長（現任） 2021年10月 当社取締役土木副本部長 2023年10月 当社代表取締役社長（現任）	71,314株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	当社入社以来、当社独自技術であるＯＬＹ事業を指揮し、名古屋ＯＬＹ営業所を開設させ、更なるＯＬＹの普及拡大を果し当社業績に寄与しております。また、当社事業に関する各種経営指標の分析を通じて、当社の経営状況を適確に把握し、取締役間の情報の共有化を図っております。また、社長就任後は当社グループの業容の拡大を目指し、各事業を継続的に発展させるための経営戦略の策定を積極的に行っております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といいたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
2	ふく い りゅう いち 福 井 龍 一 (1955年2月21日) 【 再 任 】	1977年 4 月 当社入社 1993年11月 当社土木部工事課長 2003年 4 月 当社土木部技師 2004年10月 当社取締役土木部技師 2006年 4 月 当社取締役土木部長 2011年 3 月 当社取締役土木本部長 2018年 9 月 井口建設株式会社取締役 2020年 7 月 同社代表取締役会長（現任） 2021年10月 当社代表取締役社長 2023年10月 当社取締役相談役（現任）	55,443株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	当社入社以来、土木事業に従事し、上・下水道事業に関する豊富な経験と知識を有しており、取締役土木部長就任後は、土木部門を統括管理し、土木事業の拡大及び効率化を実現いたしました。相談役就任後は、当社グループの各事業の連携及び発展に努めております。また、子会社である井口建設株式会社の代表取締役会長としても、同社の経営方針の策定及び経営指導に当たっております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
3	お だ たかし 織 田 隆 (1957年2月23日) 【 再 任 】	1981年 4 月 株式会社大成土木入社 1987年 4 月 当社入社 1995年11月 当社神戸支店土木部長 1997年 4 月 当社神戸支店支店長 2000年 4 月 当社関西支店支店長 2012年 8 月 当社執行役員土木副本部長 2015年10月 当社取締役土木副本部長 2018年 1 月 株式会社山栄テクノ代表取締役社長 2021年 6 月 港シビル株式会社代表取締役社長 2021年10月 当社取締役土木本部長（現任）	38,269株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	当社入社以来、長年にわたり土木事業の最前線 で実績を重ね、高い専門性と組織統括力を 発揮しております。 執行役員土木副本部長就任後は、新たな工法 であるDO-Jet工法を導入・推進し、当社土 木事業の業績に大きく貢献しております。 連結子会社の再編（港シビル株式会社の譲 渡）をはじめとする当社グループの経営資源 の最適配分にも尽力いたしました。 今後、当社の基幹事業である上・下水道工事 への収益基盤の再構築を進めるにあたり、同 氏の豊富な実務経験と強力なリーダーシップ は必要不可欠であると判断し、引き続き取締 役候補者といたしました。	

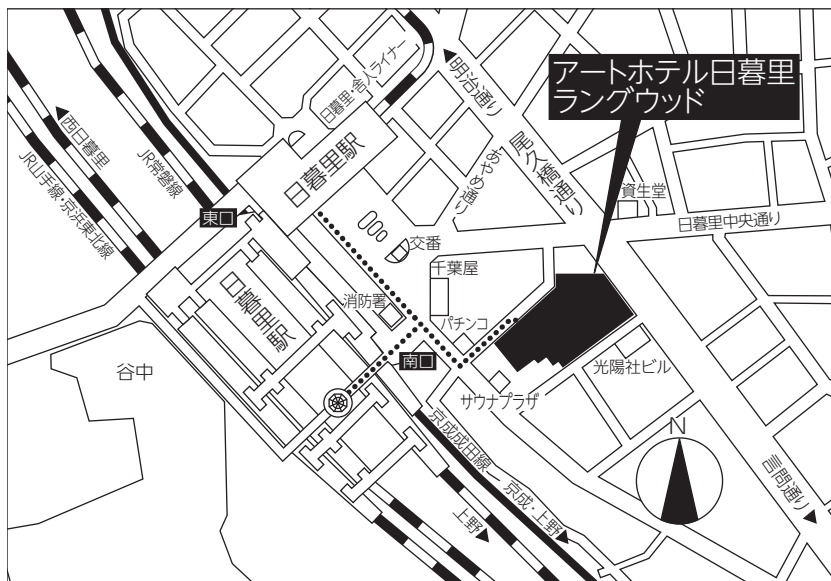
候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
4	おい かわ みつ ひろ 及 川 光 広 (1962年7月4日) 【 再 任 】	1985年 4 月 当社入社 2003年 9 月 株式会社イメージクエストイ ンタラクティブ経営企画部マ ネージャー 2007年 3 月 株式会社ビック東海（現 株 式会社ＴＯＫＡＩコミュニケ ーションズ）監査室主事 2012年 4 月 同社コンプライアンス推進部 課長 2015年 1 月 当社入社経理部長 2018年 1 月 株式会社山栄テクノ監査役 2020年 8 月 当社執行役員経営管理本部長 2021年 4 月 井口建設株式会社監査役 2021年 6 月 港シビル株式会社監査役 2021年10月 当社取締役経営管理本部長 （現任）	24,441株
	取締役候補者 とした理由	当社入社以来、経理、財務の両面において業 務を推進するとともに、企業ガバナンスの側 面からも各種提言を行い、当社の内部統制シ ステムが実効的に運用されるよう努めており ます。また、執行役員経営管理本部長就任後 は、総務、経理、経営企画の全ての事務部門 を統括し、全社的な事務の合理化を実現して おります。また、取締役就任後は、当社グル ープ全体の経営状況を的確に把握し、当社グル ープ全体の事務の共通化、効率化を通じ て、当社グループの業績の継続的発展に努め ております。これらの実績を踏まえ、引き続 き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
5	お ぎ き た だ ひ ろ 尾 崎 忠 弘 (1972年3月26日) 【 再 任 】	1994年4月 株式会社ヒューネット（現 株式会社ＲＩＳＥ）入社 1998年4月 ヒューネット建設株式会社入 社 2000年7月 キャピタル建設株式会社入社 2002年1月 株式会社ウィークリーセンタ ー入社営業部長 2020年10月 当社入社執行役員事業開発部 長 2021年5月 当社執行役員事業開発本部長 2021年10月 当社取締役事業開発本部長 （現任） 2021年10月 株式会社東京テレコムエンジ ニアリング取締役（現任）	67,404株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	不動産物件の購入、販売、賃貸管理を通じて 培った豊富な経験とノウハウを基に、当社入 社以来、不動産事業及び太陽光発電事業を推 進してまいりました。また、子会社である株 式会社東京テレコムエンジニアリングの取締 役として、同社の通信関連事業の新規分野へ の進出等を通じて、同社の業容拡大を図って おります。さらに取締役事業開発本部長及び 人財育成推進室長就任後は、当社グループの 土木事業と不動産事業の融合を通じて全社の 事業効率化に努める一方で、持続的な成長 を支える人財の育成と組織基盤の強化にも精 力的に取り組んでおります。これまでの豊富 な実績と多角的な視点を踏まえ、引き続き取 締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
6	ほし たい じ 星 泰 二 (1967年9月2日) 【 新 任 】	1986年 4 月 当社入社 2012年 3 月 当社東北支店支店長 2024年 4 月 当社土木部長 2025年 4 月 当社執行役員土木部長 (現任)	7,473株
	取締役候補者 とした理由	当社入社以来、長年にわたり土木工事の最前線において豊富な実務経験を積み、施工管理及び技術部門において極めて高い専門知識を有しております。これまでに東北支店長などの要職を歴任し、地域における事業基盤の拡大と組織マネジメントにおいて優れた手腕を発揮してまいりました。執行役員土木部長就任後は、土木部門の責任者として、安全・品質管理の徹底及び原価管理の強化、人財の育成を通じて当社の業績向上に大きく貢献しております。これらの実績を踏まえ、今後の持続的な成長に不可欠であると判断し、新たに取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
- 当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合、保険金の支払限度額の範囲内で損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。
- ただし、被保険者の不正行為や故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。
- なお、各候補者が原案のとおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

株主総会会場ご案内図



アートホテル日暮里 ラングウッド 2階 飛翔の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

電話 03-3803-1234 (代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅南口改札徒歩1分

日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のQUOカード及び総会お土産配布の取りやめについて

本総会の議決権行使をされた株主様へのQUOカードの配布及びお土産の配布は取りやめさせていただいております。